

蔵王町子ども読書活動推進計画

～より多くの本と出会える町を目指して～

平成21年3月

蔵王町教育委員会

～～ 目 次 ～～

第1章 計画について ・ ・ ・ ・ ・ 2 頁

1. 計画の目的
2. 国における計画
3. 宮城県における計画
4. 蔵王町における計画
5. 計画の期間

第2章 計画内容 ・ ・ ・ ・ ・ 3 頁

1. 子どもと本をつなぐための施策
 - (1) 読書機会の提供、読書環境の整備
 - (2) 子どもの本に関する情報の提供
 - (3) 子どもの読書活動推進の啓発やP R
 - (4) 地域での取組
 - (5) 家庭の役割
 - (6) すべての子どもの読書活動を推進するための取組

2. 年代に合わせた施策 ・ ・ ・ ・ ・ 5 頁

- (1) 乳幼児への取組
- (2) 小学生への取組
- (3) 中学生への取組
- (4) 高校生等（おおむね16歳～18歳）への取組

参考資料 1. 子どもの読書活動の推進に関する法律 ・ ・ ・ ・ ・ 10 頁

2. 文字・活字文化振興法 ・ ・ ・ ・ ・ 12 頁

3. 蔵王町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 ・ ・ ・ ・ ・ 16 頁

4. 蔵王町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿 ・ ・ ・ ・ ・ 17 頁

5. 読書活動に関するアンケート結果 ・ ・ ・ ・ ・ 18 頁

第1章 計画について

1. 計画の目的

読書は子どもの言葉と心を育てます。子どもは読書活動を通して、物事を深く考え、他者への理解や思いやりの心を育み、意思や感情を伝え合うための言葉を身につけ、さらには必要な情報を選択して適切に活用する能力を培うことができます。

この計画は、蔵王町のすべての子どもが、自主的に読書に向かうことができるよう、子どもの健やかな成長に資することを願って、図書館を中心に学校・地域・家庭等が連携し、子どもの読書環境の整備を進めることを目的とします。

2. 国における計画

平成13年12月に子どもの読書に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

3. 宮城県による計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、平成16年3月に「みやぎ子ども読書活動推進計画」が策定されました。

4. 蔵王町における計画

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、県の「みやぎ子ども読書活動推進計画」を基本とし策定するものです。

5. 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。なお、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画内容

1. 子どもと本をつなぐための施策

(1) 読書機会の提供、読書環境の整備

子どもの読書活動推進のためには、良質な本との出会いや読書に親しむ機会を多く持つことが大切です。町立図書館や学校図書室等の資料を充実するなど、本と子どもを結びつける担当司書・職員を配置する等、読書環境を整備することで、子ども達が本をより身近に感じ、自ら読書に向かう意欲をもつことができるよう努めます。

- ① 町立図書館に児童担当職員を配置することを目指します。
- ② 町内の小・中学校に学校図書館担当職員の配置を目指します。
- ③ 団体貸出用図書等の充実に努めます。
- ④ 団体貸出制度を有効的に活用できるよう配本方法等を工夫します。
- ⑤ ボランティア団体等と協働し、おはなし会やブックトーク等子ども向け行事を開催します。
- ⑥ 子どもの読書活動の傾向を把握するためのアンケートを実施し、今後の施策に活かす工夫をします。
- ⑦ 町内の小・中学校等と町立図書館が連携できるように努めます。
- ⑧ 町立図書館において、図書貸出冊数を増やすこと及び、利用期間延長について検討します。

(2) 子どもの本に関する情報の提供

町立図書館から子どもの本に関する情報を積極的に提供することで、子どもの興味・関心に応えるだけでなく、新たな興味・関心が生まれるよう工夫します。また、子どもに関わる大人にとっても、必要な情報が的確に得られるよう努めます。

- ① 新たな興味・関心が生まれるような特集コーナーを企画・設置します。
- ② 新着図書やおすすめ本に関する情報を提供します。
- ③ 年齢に適したブックリストを作成し、関係機関へ配布します。
- ④ 子どもの本に関する相談等のレファレンスサービスを拡充します。

(3) 子どもの読書活動推進の啓発やPR

子どもの読書活動の楽しさやその意義について、子どもだけでなく、保護者や子どもに関わる大人に対して啓発事業を進め、子どもの読書活動推進への理解を深めてもらえるよう努めます。

- ① 「子ども読書の日」(4月23日)や「読書週間」(10月27日～11月9日)等の機会を捉えて、更なる啓発活動を推進します。
- ② 広報誌やホームページ等を活用して、関連事業のPRに努めます。
- ③ 学校等子どもの育成に関連する機関が主催する子育て関連講座等において、読書活動の推進に努めます。
- ④ 蔵王町立図書館事業の「本に親しむコンクール」「ナツドクのすすめ」等を、充実させます。

(4) 地域での取組

核家族化が進み、家庭の形態やライフスタイルが多様化している現代社会では、様々な世代の人々が交流する地域における読書活動も大切です。永野地区を除く町内四地区には、読書活動の拠点となる施設がない現状を踏まえたうえで、地域の人材を活用しながら、地域での読書活動の取組を支援します。

- ① ボランティア活動やボランティアに携わる人材育成の支援に努めます。
- ② 本と出会える場所・機会の提供方法を検討します。
- ③ 蔵王町子育て支援センターや児童館での、子どもの読書活動推進を支援します。
- ④ 子ども会や地域の行事等に読書活動を取り入れます。

(5) 家庭の役割

子どもが読書習慣を身に付けていくうえで、大きく影響を与えるのが家庭です。

大人が読書を楽しむと共に、子どもに絵本や物語を読み聞かせたり、子どもが読んだ本の感想を家庭の中で語り合ったりすることで、子どもは本に興味を持ち、自ら読書するようになります。

保護者の考え方が多様な中で、子どもにとっての読書活動の意義を理解してもらえ

るよう働きかけると共に、子育ての中で、読書が習慣として根付くよう様々な働きかけを行います。

- ① 保護者や子どもに関わる大人を対象として、子どもと本と読書に関するイベント等を企画し、読書の大切さへの理解が深まるよう支援します。
- ② 子ども向けや家族向けのイベント等の機会を利用して、読書活動に結びつけるよう工夫します。
- ③ 7ヶ月児健診時のブックスタートをきっかけとして、家庭の中で絵本に親しむことができるよう支援を検討します。

(6) すべての子どもの読書活動を推進するための取組

すべての子どもの読書活動推進を図るためには、ニーズの多様化や資料等の特殊性に合わせた取組が必要となります。障がいがある子ども達の読書活動推進を支援するための方法を工夫します。

- ① 障がいがある子どもに読書機会が提供できるよう図書等の収集や、取組み方法の工夫を行います。

2. 年代に合わせた施策

(1) 乳幼児への取組

乳幼児期の読み聞かせは、子どもの言葉を育て、感性を豊かにするうえで大変重要です。読み手の優しい言葉を聞き、自分の声に応えてもらう—そんなふれあいは、子どもにとって大きな喜びです。また、大人にとっても育児の楽しさ、生活の中の喜びを感じさせてくれるでしょう。

本を仲立ちとして、子どもと大人が楽しい時間を持てるよう支援していきます。

町立図書館では

- ① 良質の乳幼児向け絵本を収集し、絵本コーナーの拡充を図ります。

- ② おはなし会の開催日時や場所、内容を見直すとともに、乳幼児を対象とした行事の充実を図ります。
- ③ 保護者等が子どもに読み聞かせを行うなど、おはなし会などの行事を開催するためのスペースを提供します。
- ④ 「布絵本」、「しかけ絵本」、「大型絵本」等多様な絵本を選書・収集します。
- ⑤ 7ヶ月児健診時のブックスタート事業及び、読み聞かせの実施を検討すると共に、対象児に適したブックリストを配付します。
- ⑥ 乳幼児向けの本に関する情報を提供し、教諭・保育士・保護者からの本に関する相談に適切に応えます。

幼稚園・保育所・児童館では

- ① 読書の楽しさと出会えるようにするため、教職員や保育士による読み聞かせの機会を充実します。
- ② 行事や遊びの中に本やおはなしを取り入れます。
- ③ 子どもたちが自主的に本を選び、楽しむ空間として絵本コーナーを活用し、本に親しむ基礎をつくることのできるよう努めます。
- ④ 施設にある絵本を施設内で活用するだけでなく、保護者や園児等に貸出、各家庭での読み聞かせ等に利用してもらえるよう働きかけます。
- ⑤ 保護者や地域の人材を活用した読書活動に取り組めます。

(2) 小学生への取組

小学生になって文字が読めるようになって、読書を楽しめるようになるには時間がかかります。

低学年の時期は、大人と一緒に読んだり、読み聞かせをしたりすることで、言葉をもとにイメージを膨らませ、本を楽しむ力が育っていきます。

中・高学年では、友達関係や経験の幅が広がり、興味や好みも多様になり、読書に対する関心に個人差が生じてきます。身近に魅力的な本を置き、手にしやすい本を紹介するなどして、読書習慣が身に付くよう環境を整えることが大切です。

また、学習面においても各教科や総合的な学習での調べ学習で、本を使ってわから

ないことを調べる機会は多くなります。学校図書館や町立図書館において、本で調べる力、図書館を活用する力を身に付けるための基礎作りを行っていきます。

町立図書館では

- ① 絵本・児童図書・紙芝居・雑誌等、良質で多様な資料の提供に努めます。
- ② 調べ学習の場として、積極的に児童を受け入れます。
- ③ 調べ学習に役立つ資料を充実します。
- ④ 課題図書・推薦図書の貸出を継続して行います。
- ⑤ 社会見学の児童を受入れ、図書館への理解と親しむ機会を提供します。
- ⑥ 本の探し方、調べ方を伝える取組をします。

小学校では

- ① 本を活用した授業の取組を充実します。
- ② 本を使った調べ学習の取組を充実します。
- ③ 朝の読書を継続して行います。
- ④ 行事等の機会を活用して読書へのきっかけづくりに努めます。
- ⑤ 図書委員会活動の充実を図り、児童の読書冊数増加を目指します。
- ⑥ 町立図書館の団体貸出制度を活用し、資料の充実を図ります。
- ⑦ 保護者や地域の人材を活用し、読み聞かせやブックトーク等の行事の開催を検討します。
- ⑧ 学校図書館ボランティアを育成し、学校図書館の活性化を図ります。
- ⑨ 各学校図書館の運営等について情報交換を行う場を設け、よりよい学校図書館運営を目指します。

(3) 中学生への取組

中学生になると社会に対する興味や関心を持つと共に、友達や家族との人間関係について思いを深めるようになります。また、部活動を始め、音楽やスポーツなど趣味の分野でも専門的な情報を求めるようになります。

中学生の興味・関心に応える本を備え、利用しやすい雰囲気をつくるなど、よりよい読書環境を整備することで、自主的な読書活動ができるよう支援していきます。

町立図書館では

- ① 調べ学習の場として、積極的に生徒を受け入れます。
- ② 調べ学習に役立つ資料を充実します。
- ③ 中学生の興味・関心に応える図書や雑誌を選書・収集します。
- ④ 課題図書・推薦図書の貸出を継続して行います。
- ⑤ 職場体験学習の生徒を受け入れ、図書館への理解と親しむ機会を提供します。

中学校では

- ① 本を活用した授業の取組を充実します。
- ② 本を使った調べ学習の取組を充実します。
- ③ 朝の読書を継続して行います。
- ④ 行事等の機会を活用して読書へのきっかけづくりに努めます。
- ⑤ 図書委員会活動の充実を図り、生徒の読書冊数増加を目指します。
- ⑥ 町立図書館の団体貸出制度を活用し、資料の充実を図ります。
- ⑦ 保護者や地域の人材を活用し、ブックトーク等の行事の開催を検討します。
- ⑧ 各学校図書館の運営等について情報交換を行う場を設け、よりよい学校図書館運営を目指します。

(4) 高校生等（おおむね16歳～18歳）への取組

高校生や社会人となったこの時期になると様々な社会体験を積み、興味の対象もますます多様になり、行動範囲も広がります。自分の体験や友人、家族からの影響も大きく受けながら、自分の個性に目覚め、将来の職業や生き方について、また、人生の意味などについて深く考えるようになります。

感受性の豊かなこの時期、読書を通して多様な生き方や物の考え方などを学び、その後、成人としてよりよく生きるための力をつける支援をします。

町立図書館では

- ① 若い人の興味に沿った魅力的な図書や雑誌等の提供に努めます。
- ② 学生生活や社会人生活を支援するための資料の選書・提供に努めます。
- ③ 電子資料の充実について検討し、図書資料とともに、調べ学習等に活用できるよう推進します。
- ④ 職業体験学習の生徒を受け入れ、図書館への理解と親しむ機会を提供します。
- ⑤ 若い人を対象としたブックトーク等の行事の企画・開催を検討します。

高等学校では

- ① 本を活用した授業の取組を充実します。
- ② 本を使った調べ学習の取組を充実します。
- ③ 朝の読書を継続して行います。
- ④ 行事等の機会を活用して読書へのきっかけづくりに努めます。
- ⑤ 図書委員会活動の充実をはかり、生徒の読書冊数増加を目指します。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日 法律第91号)

(目 的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵^{かん}養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵^{かん}養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵^{かん}養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵^{かん}養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵^{かん}養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

蔵王町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 蔵王町における子どもの読書活動推進に関する施策及び、事業を総合的かつ効果的に推進するにあたり、子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、「蔵王町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定するため、「蔵王町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、推進計画策定のための必要な事項を協議する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織し、蔵王町教育委員会が委嘱する。

2 委員は、学識経験者、学校教育関係者、社会教育関係者等をもって構成する。

3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときに、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱から平成21年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、教育長が召集し、委員長が議長となる。

(事 務 局)

第6条 委員会の事務局は、蔵王町教育委員会生涯学習課内に置く。

(そ の 他)

第7条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

蔵王町子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏 名	所 属	備 考
委員長	山本 英造	蔵王町立宮小学校	教諭
副委員長	高木 美江	蔵王町社会教育委員	
	大泉しげ子	宮城県蔵王高等学校	教諭
	木曾 雪江	蔵王町立円田中学校	教諭
	八島 浩美	蔵王町立宮幼稚園	教諭